

法務省民二第2284号
平成24年9月3日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の5の規定に基づく登録免許税の免税措置に係る証明書の様式について（依命通知）

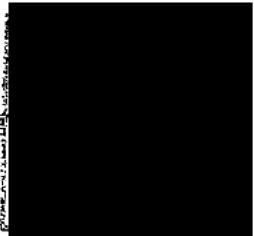
標記の証明書の様式について、別紙甲号のとおり金融庁総括審議官から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

金総第3649号
平成24年8月27日

法務省民事局長 殿

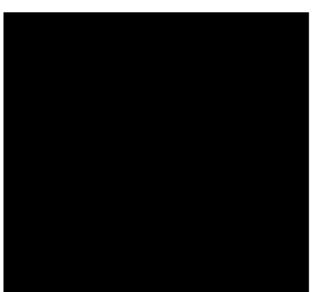
金融庁総括審議官



東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の5の規定に基づく登録免許税の免税措置に係る証明書の様式について

平成24年度税制改正による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）、同法施行令（平成23年政令第112号）及び同法施行規則（平成23年財務省令第20号）の一部改正に伴い、同法第40条の5の規定の適用を受けようとする場合の登記の申請書に添付することとされている同法施行規則第16条の5第3項に規定する市町村長又は県知事の証明書の様式を、別紙のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えなければ、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。



**東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第40条の5に係る証明書**

別紙不動産の所有権の信託の登記については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第40条の5（信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税）に該当するものであることにつき下記のとおり証明します。

(信託の内容)

本信託の委託者（兼受益者）	●●県●●市（町村）
本信託の受託者	●●信託銀行株式会社
信託財産の用途	●●

記

- 1 本信託契約に基づき建築する建築物が、震災特例法第40条の5に規定する特定地方公共団体との信託契約に基づき建築されるものであること。
 - (1) 上記1の特定地方公共団体を委託者とし、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第3条に規定する信託会社等を受託者とすること。
 - (2) 本信託契約の締結後速やかに、当該特定地方公共団体の所有する土地の所有権が当該信託会社等に移転し、当該土地の所有権の信託の登記を行うこと。
 - (3) 当該特定地方公共団体が所有する土地が、当該信託契約に基づく信託財産となること。
 - (4) 上記(3)の土地の上に震災特例法第40条の5に規定する特定施設の建築をすることを信託の目的の全部又は一部とすること。
 - (5) 当該土地について所有権の信託がなされた後速やかに当該特定施設の建築に係る工事に着手すること。
 - (6) 上記(5)の特定施設の建築に係る工事の完了後速やかに、当該特定施設の当該特定地方公共団体への引渡し又は所有権の信託の登記を行うこと。
- 2 本信託契約に基づき建築する建築物が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第31条の5第1項に規定する施設（次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）であること。
 - (1) 公共施設その他の公益的施設と一体となった施設であること。
 - (2) 当該施設の公用又は公共の用に供される部分以外の部分から収益が生ずることが見込まれること。

4 本信託契約において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第16条の5第2項各号に掲げる事項（公共施設その他の公益的施設と一体となった施設に係る次に掲げる事項）が定められているものであること。

- (1) 当該施設の用途、当該用途の公用又は公共の用の別（以下「用途別」という。）並びに当該用途別の床面積及びその整備に要する費用の額
- (2) 当該施設の規模、構造及び所在地
- (3) 当該施設の建築工事の完了及び引渡しの予定年月日

5 本信託契約に基づき建築する特定施設の床面積等¹

- (1) 特定施設中公用又は公共の用に供される部分以外の部分の床面積の合計 _____ m²
 - (2) 当該特定施設の床面積の合計 _____ m²
- ※(1)の床面積の合計が(2)の床面積の合計のうちに占める割合 _____ ●分の●

6 本信託契約に基づき建築する特定施設の建築工事の完了の予定年月日

平成 年 月 日

平成●年●月●日

●●市（町村）長

●● ●●

印

¹ (1)(2)の床面積は、信託契約において定められている数値であり、登記記録上の数値と異なることがある。

別 紙（土地の所有権の信託の登記用）

[不動産の表示]

土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積
			m ²

建築予定の特定施設

建 物 の 所 在	種 類	構 造	床 面 積
			m ²

別 紙（建物の所有権の信託の登記用）

[不動産の表示]

建 物 の 所 在	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²

既に信託の登記がされた土地

土 地 の 所 在	地番	地目	地 積 m ²

[REDACTED]
別紙乙号

法務省民二第2283号
平成24年9月3日

金融庁総括審議官 殿

[REDACTED]
法務省民事局長
[REDACTED]

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条の5の規定に基づく登録免許税の免税措置に係る証明書の様式について（回答）

本年8月27日付け金総第3649号をもって照会のありました標記の証明書の様式については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。